

# 鹿屋体育大学学生への他の大学、短期大学又は大学院における授業科目の履修等及び特別聴講学生に関する規則

〔平成25年6月14日  
規則第15号〕  
改正 平成27年6月18日  
規則第32号  
平成31年4月19日  
規則第22号

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿屋体育大学学則（平成16年規則第2号。以下「学則」という。）第28条及び第48条に規定する他の大学、短期大学又は大学院（以下「他大学等」という。）の授業科目を履修する学生（以下「特別聴講派遣学生」という。）、並びに学則第68条の規定に基づき、本学における特別聴講学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(他大学等との協議)

第2条 学則第28条、第48条及び第68条に規定する他大学等との協議は、次に掲げる事項について、教授会又は研究科委員会の議を経て学長が行うものとする。

- (1) 授業科目の範囲
- (2) 対象となる学生数
- (3) 単位の認定方法
- (4) 履修期間
- (5) 授業料
- (6) その他必要な事項

## 第2章 特別聴講派遣学生

(出願手続)

第3条 前条の協議が成立した他大学等において特別聴講派遣学生となることを希望する学生は、派遣期間開始予定の2ヶ月前までに、次の各号に掲げる書類により、学長に願い出なければならない。

- (1) 特別聴講派遣学生願書（様式1）
- (2) その他必要な書類

(派遣許可)

第4条 前条の願い出があったときは、教務委員会又は研究科教務委員会の議を経て、学生が派遣を希望する大学等に受入れの依頼を行い、その承認を得て学長が派遣を許可する。

(成績証明書の提出)

第5条 特別聴講派遣学生は、履修期間終了後速やかに、派遣先の他大学等で修得した成績

証明書等を学長に提出しなければならない。

(単位の認定)

第6条 特別聴講派遣学生の派遣先の他大学等における修得単位の認定については、「大学間交流協定に基づく派遣留学生の単位認定の取扱いについて（平成13年5月17日教授会決定）」に準ずるものとする。

### 第3章 特別聴講学生

(受入れの許可)

第7条 特別聴講学生の受入れは、第2条の協議が成立した他大学等からの依頼に基づき、教務委員会又は研究科教務委員会の議を経て、学長が受入れを許可する。

(在学期間の取扱い)

第8条 特別聴講学生の在学期間は、本学において履修する期間とし、在学証明書を交付することができる。

2 特別聴講学生は、本学の学則等を遵守しなければならない。

(成績証明書)

第9条 特別聴講学生が当該科目の履修を終了したときは、本学における成績証明書の発行手続きに基づき成績証明書を交付するものとする。

(費用の負担)

第10条 実験・実習等に要する費用は、特別聴講学生の負担とすることがある。

(受入れ許可の取消し)

第11条 学長は、特別聴講学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、特別聴講学生を派遣した他大学等の長との協議により、受入れの許可を取り消すことができる。

- (1) 単位修得の見込みがないと認められるとき。
- (2) 本学の学則等に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) その他特別聴講学生の許可を取り消すべき行為があると認められるとき。

2 学長は、前項の取消しを行おうとするときは、あらかじめ、教授会又は研究科委員会の意見を聴くものとする。

附 則（平25.6.14規則第15号）

この規則は、平成25年6月14日から施行する。

附 則（平27.6.18規則第32号）

この規則は、平成27年6月18日から施行し、平成27年6月1日から適用する。

附 則（平31.4.19規則第22号）

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

学 長 殿

学籍番号

学生氏名

指導教員

印

印

特別聴講派遣学生願書

下記のとおり特別聴講学生として派遣願います。

所 属	体育学部 体育学研究科	課程 課程	年次 年次	男 女
希 望 者 名 生 年 月 日	年 月 日生			
現 住 所	〒  TEL			
他大学等の授業科目を 履修希望する理由	(別紙記入可)			
指導教員が必要と 認める理由	(別紙記入可)			
希望派遣先	大 学 大学院 研究科			
派遣期間中における連絡先	〒  TEL			
履修希望授業科目	授業科目名	単位	担当教員	
履 修 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			